

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用
伝送方式の種類
品目 DSL等接続専用合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
北海道	39,338																									
青森県		9,717																								
岩手県			9,714																							
宮城県				21,296																						
秋田県					7,217																					
山形県						7,092																				
福島県							12,044																			
茨城県								19,261																		
栃木県									13,866																	
群馬県										13,730																
埼玉県											60,799															
千葉県												48,429														
東京都													221,130													
神奈川県														88,419												
新潟県															16,399											
富山県																										
石川県																										
福井県																										
山梨県																			5,167							
長野県																				15,067						
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
合計																										

注 1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
4 品目ごとに別葉とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別葉に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和6年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

[illegible]

第2表

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用
伝送方式の種類
品目 利用回線型メニュー2

都道府県 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
北海道	808																									
青森県		518																								
岩手県			429																							
宮城県				165																						
秋田県					62																					
山形県						104																				
福島県							626																			
茨城県								477																		
栃木県									66																	
群馬県										99																
埼玉県											1,050															
千葉県												762														
東京都													1,134													
神奈川県														1,421												
新潟県															342											
富山県																										
石川県																										
福井県																										
山梨県																			168							
長野県																				913						
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
合計																										

注 1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
4 品目ごとに別業とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和6年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

[illegible]

第2表

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用
伝送方式の種類
品目 契約者回線型

都道府県 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
北海道	38,530																									
青森県		9,199																								
岩手県			9,285																							
宮城県				21,131																						
秋田県					7,155																					
山形県						6,988																				
福島県							11,418																			
茨城県								18,784																		
栃木県									13,800																	
群馬県										13,631																
埼玉県											59,749															
千葉県												47,667														
東京都													219,996													
神奈川県														86,998												
新潟県															16,057											
富山県																										
石川県																										
福井県																										
山梨県																			4,999							
長野県																				14,154						
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
合計																										

注 1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
4 品目ごとに別葉とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別葉に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和6年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

[illegible]